

家庭的保育事業所の概況

令和5年4月1日現在

事業所名	家庭的保育事業 大淵元子			施設長名	大淵元子		
所在地	〒808-0003 北九州市 若松区赤崎町2-16						
電話番号	093-761-3966		FAX番号	093-761-3966		認可年月	H27年4月
設置主体	大淵元子			運営主体 (設置主体と異なる場合)			
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他() 階建() 階部分()						
建物延床面積	103.77㎡		屋外遊戯場面積()		66㎡		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員							
3号定員	1	2	2				5
開所時間	7:30	～ 17:50		保育短時間の 受入時間帯	9:00	～ 17:00	
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29～1月3日)						
職員数	2人	内訳：施設長(家庭的保育者)(1人) 家庭的保育者(1人) 家庭的保育補助者() 調理員() その他()					
施設の目的 運営の方針 保育の方針	【施設の目的及び運営の方針】 家庭的な雰囲気の中で保育を必要とする生後57日目からの子どもを預かり、発達の援助、活動や環境の提供、心身の健やかな育ちに努めます。 また、保育の提供にあたっては子どもの最善の利益を守り、子ども一人一人の人格に十分に配慮するとともに、地域社会との交流や連携を図ります。 【保育の方針】 ・家庭で過ごしているような温もりある雰囲気の中で、保育者が一人一人を受け止めながら好きな絵本を読んだり、ふれあい遊びを楽しんだりして子どもとの関わりを深めます。 ・保育園周辺の自然環境を活かし四季を通して五感を使い、自然に触れられるように散歩や公園遊びに行ったり、畑で野菜や花を栽培したりしています。また、収穫物を利用し子どもと一緒にクッキングを行い、食育にも取り組んでいます。 ・普段の生活や行事を通して集団保育や地域の方々とのふれあいを体験し、豊かな感性を育てます。 ・保護者送迎時に1日の様子や情報の交換を行い、保護者の子育て不安など、保育に関する相談に応えます。						
1日の過ごし方	11:00 ミルク・離乳食・幼児食 ひるね あそび 散歩等 9:30 朝のおやつ (牛乳・お茶) あそび 検温・健康チェック 登園 7:30 開所 オムツ交換 随時 検温・ミルク おやつ・牛乳 15:00 あそび 降園 閉所 * 月齢、体調に合わせて、できるだけその子どもさんのリズムで保育をします						

		事業所名	家庭的保育事業 大淵元子	
年間行事 予 定	4月	入園式、進級式 春の遠足	10月	秋の収穫、総合避難訓練 ハロウィンパーティー
	5月	健康診断 子どもの日お楽しみ会	11月	健康診断・生活発表会
	6月	ペインティング遊び	12月	クリスマス会
	7月	プール開き 七夕祭り	1月	獅子舞と遊ぼう
	8月	赤崎センター運動会 プール納め	2月	まめまき 個人懇談
	9月	親子遠足	3月	ひな祭り会 お別れ遠足
		利用児の誕生月に保護者を招いて、保育参加、誕生会、給食試食、懇談を実施		
各種保育事業の実施状況				
利用の開始及び終了に関する事項		●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。		
実費に係る利用者負担金		日本スポーツ振興センター 掛け金 250円 → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。		
その他特記事項		【緊急時における対応方法】 ・あらゆるリスクを想定し、常に保育の安全性に留意しながら保育をしています。 ・救急車、警察の呼び方と各関係機関の連絡先を一覧表にし、緊急時にすぐに対応できるように見やすい場所に貼っています。 ・事故の対応、けが・急病時の対応、不審者への対応のフローチャートの作成をし、緊急時に対応します。 ・SIDSの防止の為、5分毎の午睡チェックの実施を行っています。 【非常災害対策】 ・月1回の避難訓練を計画、実施し、非常災害時に対応できるようにしています。 ・年1回、地震水害時の避難を想定し若松高校へ避難訓練を行っています。 ・火災・水害・地震等の非常災害の種類ごとの対応、フローチャートの作成をし、全保護者、全職員に周知します。 ・「避難マップ」「避難経路図」を掲示して、災害時の避難場所を周知しています。 ・行政機関や医療機関等との連携を持ち、情報を得ています。 ・おさんぽマップを作成し、危険箇所がないか等随時職員会議で検討しています。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 ・「児童虐待対応連絡マニュアル」に沿って、子どもや保護者が発するサインを見逃さず、早期発見を心がけ、対応フロー図に基づき適切に対応します。 ・早期発見をするために、毎日健康観察を行い、皮膚の状態や顔色、食欲など日々の変化に気を付けています。 ・児童虐待に関する研修会に参加し、職員の意識向上を図り未然防止に努めます。		